【はじめに】

この書類は、提出を省略することができます。提出しない場合は、名護市が作成を代行します。

利用する施設によって、この様式は異なります。施設を確認して記入してください。

【計算例】

この場合、10月入園となるため、6か月で割った金額となる。 30,000円÷6か月=5,000円 ※10円未満は切り捨て。

在籍する園で預かり保育事業を利用した場合に記入する。

認可外保育施設の利用料が無償化の対象となるのは、在籍する幼稚園などの保育提供時間が十分でない場合のみ。

※対象となるかどうか園にご確認ください。

認可外保育施設が対象になる場合は、裏

記入例

R1 年 11 月

R1 年 12 月

請求日 令和2年1月11日

25,700 [

25,700 F

名護市子育てのための施設等利用費計算書

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の利用者用

1. 認定子ども及び請求金額 名護 太郎 請求額 87.96Ø _H 生年月日平成28年5月1日認定区分第2 A2.1,31 号 認定期間 R1.10.5 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校の利用料等 入 園 目 令和元 ≰ 10 月 8 ♬ ○○幼稚園 施設名称 30.000/\pi 料 施 設 区 分 🗆 国立大学附属幼稚園 □ 国立大学附属特別支援学校幼稚部 ■ その他 令和元 年 10 月 8 日~ 在 籍 期 間 6 カ月) 今年度分の支 支払った 月額上限額 請求済みの 払った入園料の 月額利用料 支払額合計 利用年月 施設等利用 (dとe-fのうち 月額換算額 (保育料) (d=b+c) (b=a/在籍月数) 小さい方) 5,000 円 20,000 🖪 25,000 P 15,420 15,420 F

※1 月額上限額は25,700円(国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校は400円)です。 ただし、月の途中から利用を開始する場合は、月額上限額×認定日後の最初の利用日以降の平日開所日数÷その月の平 日開所日数となり、月の途中で利用を終了する場合は、月額上限額×最後の利用日までの平日開所日数÷その月の平日 開所日数となります。

35,000 P

35,000 ₺

25,700 F

25.700 P

【月額上限額の算定】	月額上限額	利用中の開所日数		その月の開所日数		月額上限額	(e)	
利用開始の月(R1.10月)	25,700 F	円 ×	12	日 ÷	20	日 =	15,420	円
利用終了の月 (月)	F	円 ×		日 ÷		日 =		円

3. 在籍園の預かり保育事業の利用料等

5,000 円

5.000 ⊞

30,000 円

30.000 🖽

			在籍園の	預かり保育事業	月額上限額	請求済みの	請求額		
利用年月		施設に支払った 利用 金額(h) 日数		対象額(i) (450×利用日 数) hとiの金額の 低い方を記入 (j)		(k) **2	施設等利用費	(m) (jとk-l-pうち小 さい方)	
R1	年 10 月	2,000 円	4 ∃	1,800 🖪	1,800 🖪	11,300 🖽	円	1,800 円	
R1	年 11 月	О用	О В	О用	О用	11,300 円	円	О用	
R1	年 12 月	6,000 ⊞	12 ∃	5,400 円	5,400 円	11,300 円	円	5,400	

※2 月額上限額は、法第30条の4の認定区分が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円です。

4. 認可外保育施設等(※3参照)の利用料等

	1. 能 17 水 水 水 次 0 多 次									
*	利用年月	認可外保育施設 等に支払った 金額(n)	月額上限額 (o) ※4	請求済みの 施設等利用費 (p)	請求額 (q) (nとo-1-m-pうち 小さい方)					
	R1 年 10 月	10,000 円	9,840 🖽	₩ □	8,040 円					
	R1 年 11 月	2,000 円	11,300 🖽	11,300 🖽	О 円					
	R1 年 12 月	7,000 円	11,300 円	円	5,900 円					

※3 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ対象となります。

【月額上限額の算定】 月額上限		その月の認定期間			その月の日数		月額上限額	(o)
認定開始の月 (R1.10月)	11,300	円×	27	<u>日</u> ÷	31	日 =	9,840	円
認定終了の月 (R2.1月)	11, 300	円×	31	日 ÷	31	日 =	11,300	円

裏面に続く

在籍中の場合、在籍期間の終わりは記入 しない。

在籍期間の月数を記入する。在籍中の場合、年度末までの月数を記入する。

月額上限額は、※1を参照して記入する。 ただし、月の途中から入園した場合は、 下のとおり計算が必要となる。

月額上限額:※1を参照して記入

利用中の開所日数:

入園日も含めたその月の園の開所 日数を記入(お子さんが休んだ日 も含めること。)

その月の開所日数:

開所日数は園に確認すること。 月額上限額:10円未満切り捨て

認可外保育施設等の請求額は、在籍園の 預かり保育事業の利用料の請求額(m) を控除することに注意。

月額上限額は、※4を参照して記入する。 ただし、月の途中から認定を受けた場合 は、下のとおり計算が必要となる。

月額上限額:※4を参照して記入 その月の認定期間:

> この例の場合、10月5日に認定を 受けたので、5日~31日までの27 日間となる。

Ver. 2019121